

平成十九年六月十五日提出
質問第三九六号

ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する
再質問主意書

提出者 鈴木宗男

ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する

再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第三六六号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「御指摘の冊子は、平成十八年六月二十日に発行された同名の冊子が改訂されたものであると考えられるが、同冊子が発行された後の同年七月二十五日、在ユジノサハリンスク総領事館領事からサハリン州行政府国際・対外経済・地域間関係委員会副議長兼日本関係局長に対し、北方領土問題に関する我が国の立場を申し入れた。」との答弁がなされているが、在ユジノサハリンスク総領事館領事からの申し入れに対し、サハリン州行政府国際・対外経済・地域間関係委員会副議長兼日本関係局長からはどのような返答がなされたか明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、在ユジノサハリンスク総領事館領事がサハリン州行政府国際・対外経済・地域間関係委員会副議長兼日本関係局長に対して我が国の立場を申し入れたとされているが、我が国固有の領土である北方領土がロシア連邦によって不法に占拠されている現状を考える時、ロシア政府に対しても何らかの意見を伝える必要があると思料するが、政府の認識如何。

三 「前回答弁書」では、「露日関係のクリール諸島（千島列島）」は平成十八年六月二十日に発行されたとされているが、七月二十五日に我が国の立場を申し入れるまで、一ヶ月もの時間がかかった理由を明らかにされたい。

右質問する。